

平成27年度第3回新潟市清掃審議会会議概要

開催日時	平成28年1月29日（金）午後2時00分～午後3時25分	
会 場	新潟市役所本館6階 第4委員会室	
出席者	出席委員	松原会長、山賀副会長、柴田委員、高橋若菜委員、 渡邊委員、石井委員、掛川委員、片粕委員、斎藤委員、 高橋まゆみ委員、中澤委員、星島委員、松原将委員、 八子委員 計14名 (欠席 菊野委員)
	事務局	環境部長、廃棄物政策課長、廃棄物対策課長、 廃棄物施設課長 ほか
主な議事	<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p>(1) 平成27年度第2回清掃審議会の照会票について</p> <p>(2) 新津クリーンセンターの中継施設化について</p> <p>(3) (仮称)新潟市災害廃棄物処理計画(案)について</p> <p>3 連絡事項</p> <p>4 閉会</p>	
主な議題	<p><審議の進め方></p> <p>それぞれの議題について資料に基づき事務局が説明を行った後、委員からの意見・質問を受け審議を進めた。</p>	

<議題> (主な質問・意見等)

(1) 平成27年度第2回清掃審議会の照会票について

- 先日のニュースで、九州大学を中心に海洋汚染に関する研究が進んでいるとのことであり、特に日本海側は汚染が進行しかねないとも聞いている。マイクロプラスチックにより海洋が汚染され、それを魚が食べ、いずれは私達の食材となるため、今後考えていかなければならない問題である。

市～ 海岸沿いでクリーン作戦を実施すると、ほとんどが海外からの漂着ごみである。環境省でも深刻な問題として研究が進められており、本市もその動向を注視している。

(2) 新津クリーンセンターの中継施設化について

- 亀田清掃センターの稼働率は、新津クリーンセンターのごみを受け入れる前後でどれくらい変わるのか。

市～ 亀田清掃センターの焼却稼働率は、移行前が83.8%、移行後には98.5%となる。これに伴い、これまで亀田清掃センターで処理していたごみを他の施設で処理する場合もある。

- 新津クリーンセンターは平成7年竣工であるが、亀田清掃センターの竣工時期はいつか。

市～ 亀田清掃センターは平成9年竣工である。現在、焼却炉の基幹改良工事を行っており、平成27年度末で終了する。

- 基幹改良工事後の稼働年数をどの程度見込んでいるか。

市～ 一般的に焼却施設の耐用年数は15年～30年程度とされている。今回の基幹改良工事により、15年程度の稼働期間の延長を見込んでいる。

- 今回の中継施設化により、予算の削減や二酸化炭素の削減についてはどのようになっているか。

市～ 収集車両の運搬距離が伸びることによる増加、施設の停止による削減の両面があるため、二酸化炭素の削減量については計算していない。費用的には、予算ベースで比較すると年間約2億4千万円の削減を見込んでいる。

(3) (仮称) 新潟市災害廃棄物処理計画(案)について

- 東日本大震災で発生した廃棄物で一番大きな問題となったのが指定廃棄物である。放射性物質に汚染された廃棄物についての記載が今回策定する計画にはないようだが、どのように対応するのか。

市～ 平成26年に環境省から示された「災害廃棄物対策指針」では、市町村は災害廃棄物を含む一般廃棄物の処理について計画を策定することとされている。放射性物質を含む廃棄物は、国の指定廃棄物となっており、その処理は国が対応することになるため、本計画には盛り込まれていない。

- 災害廃棄物処理計画の位置づけについては理解している。ただ、現実には国の一元管理がうまくいっておらず、あちこちの市町村に指定廃棄物が散在している状況である。新潟県では該当しないが、場合によって東日本大震災と同様のことが起こりうることを考え質問した。

市～ 今回策定する計画に記載はないが、そのような動向についても注視しており、広域的な市町村の連携や、国からの要請があった場合は、検討していく必要があると考えている。

- 国・県・市の所管や管轄について、概要を記載した方が市議会での説明やパブリックコメントの際に分かりやすい。資料5 9ページの表1-4-2を、資料4 2ページ(2)計画位置づけの図1-1の近くに記載することで、国・県・市が行うことが分かりやすくなるのではないか。

市～ 災害発生時には、本計画を見ながら対応することになるため、ご意見を踏まえできるだけ分かりやすい内容とするよう検討する。

- 資料4 6ページの図1-4について、各区区民生活課の役割としては、ごみ、し尿の収集・処理が考えられているが、ごみ、し尿の収集・処理以外の業務はすべて環境対策部で行うということか。また、各区での収集・処理に関しては、最初に説明のあった災害廃棄物処理実行計画で対応することになるのかを確認したい。

市～ 資料4に記載のとおり、収集運搬業者も各区に所在しているので各区で対応する。また、新潟市地域防災計画に基づいて、災害時の応急対策マニュアルを環境部で策定しており、具体的な記載をしている。災害廃棄物処理計画を基に、応急対策マニュアルを見直す予定である。区役所は避難所対応などで手いっぱいになるので、その際の人員手配などの調整をすることも必要であると考えている。

- 広域処理については、県からの要請があった場合に対応するのか、あるいは越県で協力する場合は、国の要請があればということになるのか。資料4にも、これらの対応について説明できる表があればいいのではないかと。

市～ 資料5 23ページに協力・支援(受援)体制について記載している。災害に関する協定を締結している市町村があるほか、県を通じての調整があるかと考えられる。

- 災害時に対応が分かるようにするため、資料5 23ページに記載の図1-12-1を、資料4 2ページの図1-1と関連付け記載すると、実際に災害が起きた時の協力が必要な場合の指揮系統などが分かりやすいのではないかと。

市～ 分かりやすい表記を心掛けたい。

○ 新潟県は全国的にも排水機場が多い県として知られている。排水機場のメンテナンスや設備更新はどのように進められているのか。
資料5]2～3ページに記載されているとおり、新潟市は軟弱な地盤であることから、災害廃棄物発生時の処理が速やかに進むのか。

市～ 排水機場の状況については、資料を持ち合わせていないので、次回の審議会でお答えしたい。軟弱地盤とのご指摘について、災害廃棄物処理計画は上位計画となる新潟市地域防災計画に基づいて策定しており、本計画は市の特性を踏まえたものとなっている。

○ 首都直下地震、東海地震は圧倒的に発生確立が高く、その際は膨大な量の災害廃棄物が発生すると思われる。「1 基本的事項」では、広域処理について記載しているが、他の場所で発生した廃棄物の受入れについて、「2 災害廃棄物処理対策」でも記載しておく方がいいのではないか。

市～ 環境省の関東ブロック協議会で、ブロック別に施設の余力や受入条件などについて情報共有することを検討している。広域処理について、計画のどの項目に記載するかを含めて検討したい。

○ 資料4]13ページ～14ページに仮置場に関する事項が記載されている。留意点等は計画に記載のとおりである。洪水による被害を受けた常総市の仮置場で発生した問題として、水分を含んでいたため臭気がひどかったことを聞いた。また、廃棄物を置きに来るばかりでなく、盗りに来るという治安上の問題があったと聞いた。

市～ 常総市は水害時に市役所が浸水し、初動対応で混乱が生じたと聞いている。仮置場には監視員を置くことを想定しているほか、臭気対策等については、資料5]55ページに記載している内容を考慮して仮置場を設置することとしている。

○ 資料5]25ページに災害時の応援協定が一覧表として記載されている。広域の災害が発生し災害廃棄物を受け入れる場合、応援協定を締結している市からの災害廃棄物を優先的に受け入れるのか、それとも、国や県からの要請があった場合に調整を行うのか。

市～ 災害が発生した場合に相互で助け合うものである。実際に災害が発生した際に、どの協定を優先するのかは災害対策本部で対応するものである。なお、常総市の水害の際は、清掃関係の全国組織が中心となり、横浜市と名古屋市が支援したところである。大規模災害が発生したときには、全国レベルでの支援が行われると考えている。

○ 新津クリーンセンターを中継施設化することであるが、災害廃棄物を処理する施設としては見込んでいないのか。

市～ 一旦停止した焼却炉を再稼働することは難しく、再稼働は考えていない。

○ 市では、仮設トイレの備蓄を行っているのか。

市～ 市では仮設トイレの備蓄は行っていない。災害発生時は事業者からレンタルする。市の備蓄は携帯トイレのみである。

	<p>○ 仮設トイレの手配について、協定や連携はあるのか。</p> <p>市～ 災害時の応援協定があり、資料5 26ページに記載している。</p> <p>○ 資料4 25ページに、仮設トイレ設置にあたり、高齢者、障がい者、女性や子供の配慮がされていることは、とても重要な視点である。</p> <p>市～ 中越地震の支援などを経験し、仮設トイレの設置にあたり配慮が必要であることを記載した。</p> <p>○ 資料4 28ページに優先的に回収する生活ごみ・避難所ごみについて記載されている。避難所ごみについて、初期の段階からごみの分別が行われることが避難所を衛生的に運営する重要な条件になると思われるので、この点について記載したほうがいいのではないか。</p> <p>市～ 避難所ごみの対応については、記載について検討したい。</p>
傍聴者	1名